

第2号様式（第11条関係）

意見公募手続（パブリックコメント）に対する意見等の概要及び検討結果

- 1 案件名：鹿屋市水道事業ビジョン（経営戦略）改訂版（案）
- 2 意見の募集期間：令和6年12月28日～令和7年1月28日（32日間）
- 3 意見提出者：1人
- 4 意見数：1件

〈検討結果区分〉

A：策定案に反映できるもの	件
B：既に盛り込み済みのもの	件
C：今後の参考となるもの	1件
D：反映できないもの	件
E：その他感想や質問など	件
計	件

番号	意見等の概要	検討結果の区分	意見等に対する検討結果
1	<p>水道施設の運営権を民間業者に設定できるコンセッション方式についてですが、これには反対です。</p> <p>市民の生活に欠かせない水道という最重要なインフラの運営は、あくまでも公的に行い、品質、安全性を高水準に維持する必要があると考えます。利益優先の民間企業に委託するとどうなるのでしょうか。水道施設の老朽化にともなう維持管理費の拡大、そして水道料金収入の減少などが予測される状況では、管理費の削減や水道料金の大幅値上げをせざるを得なくなり、負担は全て市民に覆いかぶさってくるでしょう。実際フランスでは民営化により水道料金が3倍に跳ね上がり、再公営化されたということです。</p> <p>水道は普通のサービスと違い、市民が生きるのに最低限必要なインフラとなりますので、国がコンセッション方式を認めたとしても鹿屋市として安易に導入することのないようお願い申し上げます。（意見は原文を記載。）</p>	C	<p>御意見として承り、今後の水道事業の施策・事業推進にあたって、参考とさせていただきます。</p>